

平成22年度  
入札参加申請の受付

（市契約監理室）

平成22年度に彦根市が発注する物品供給等、測量・建設コンサルタント等業務、その他委託等業務および建設工事の入札等に参加を希望する人の、入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

- ◆ 物品供給等 平成22年1月12日(火)～同27日(水)
  - ◆ その他委託等業務 平成22年2月1日(月)～同10日(水)
- ※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

- ◆ 測量・建設コンサルタント等業務 平成22年2月1日(月)～同10日(水)
- ※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。

- ◆ 建設工事 平成22年2月15日(月)～3月3日(水)
- ※ただし、平成21年度に申請した市外業者は、今回申請する必要はありません。
- 受付時間 午前9時～同11時30分と午後1時～同4時
- 受付場所 市役所（市契約監理室）市役所別館2階

申請書などの交付 平成22年1月6日(水)～(同日以降、彦根市ホームページからダウンロードもできます)

※受付期間内に申請がない場合は、平成22年度の入札参加資格が得られません。なお、資格の期限切れに伴う通知は行いませんので、ご注意ください。

申請方法 県内業者は市契約監理室に書類を持って申請してください。県外業者については、郵送でも受け付けます。受付期限は受付期間の最終日(当日消印有効)。

問い合わせ先 市契約監理室 (〒522-1850) 1元町4番2号 ☎30-6110番、FAX22-13997番

登録申請を  
農業委員会委員選挙人名簿

（市選挙管理委員会）

毎年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿が調製されます。選挙人の資格がある人は、この名簿への登録を申請してください。申請書は、市選挙管理委員会事務局（市役所4階）にあります。

資格 市内に住所があり、平成22年3月31日現在20歳以上の人で、

期限は2月1日(月)です  
償却資産の申告を

（市 税 務 課）

償却資産とは、事業のために使うことのできる、土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が、法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）です（左の表参照）。償却資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

貸し付けているものを含む、このような事業用資産を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成22年2月1日(月)です。

償却資産の例

構 築 物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備 など
機械および装 置	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械 など
船 舶	ボート、漁船、汽船 など
航 空 機	飛行機、ヘリコプター など
車両および運 搬 具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車（ただし、自動車税、軽自動車税が課税されているものは除く） など
工具・器具および備品	切削（せっさく）道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具、その他営業用の器具 など

- 10アール以上の農地を耕作している人
- 1の人と同居する親族（6親等以内）またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人
- 10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員、または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

申請期限 平成22年1月10日(日)

申請書提出先 市農業委員会事務局（市役所3階）

問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局 ☎30-6131番、FAX23-4551番

税申告用の保険料の  
納入額をお知らせします

（市 保 険 年 金 課）

平成21年中にお支払いになった国民健康保険料（普通徴収分）、介護保険料（普通徴収分）、後期高齢者医療保険料（普通徴収分）の納付額を平成22年1月下旬にはがきでお知らせします。所得税・市県民税の申告にご利用ください。

なお、この「お知らせ」には、12月31日の時点で、市県民年金課で確認した納付額を

インターネットでも申告  
できます

平成21年4月から、エルタックス(eTAX)を利用した、インターネットでの償却資産の申告ができるようになりました。窓口持参や郵送の手間が省けるだけでなく、複数の自治体への申告も一度の送信で済ませることができます。詳しい申告方法は、エルタックスのホームページ (<http://www.etax.go.jp>) をご覧ください。

問い合わせ先 市税務課 資産税係 ☎30-61388番、FAX22-13998番

平成22年度 市民体育センターの使用に関する年間使用調整会議を開催します

市民体育センターでは、より多くの皆さんに施設を効率よくご利用いただくため、使用に関する年間使用調整会議を開催します。

平成22年度に、大会・イベントなどで、市民体育センターの使用を希望する団体は、申込用紙を提出してください。なお、希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申込の条件（次の条件をすべて満たすこと）

- 1 体育・スポーツの振興が目的であること
- 2 参加者がおおむね100人以上であること
- 3 日程などがすでに決定され、通常の申込（開催日の90日前から）では実施が難しいもの
- 4 ほかの施設では実施できないもの

申込方法 市民体育センター窓口にある、所定の申込用紙に必要事項を記入し、同センター窓口へ提出してください。

申込期限 平成22年1月8日(金)（休館日を除く）

問い合わせ先 彦根市民体育センター ☎23-22993番



宝くじの助成金で  
屋外放送設備を整備されました

（市まちづくり推進室）

宝くじ助成は、地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として、(財)自治総合センターが宝くじの収益金を財源に実施しているものです。

平成21年度、新浜自治会がこの制度を利用して屋外放送設備を整備されました。

問い合わせ先 市まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX22-13998番



▲整備された放送設備

製造事業所の皆さん  
工業統計調査にご協力ください

12月31日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が行われます。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として行われます。

年末を控え、何かとお忙しい中ですが、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密は固く守られますので、正確な記入をお願いします。

問い合わせ先 企画課 ☎30-6101 FAX22-1398

